

基本事件 令和2年(ワ)第29号
同第172号、同第197号、同第348号、同第509号
令和3年(ワ)第254号、同263号
令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 入江 須美 外31名
被告 国外2名

準備書面20

2024年3月1日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

| | |
|---------|---|
| 奥島 直道 |  |
| 同 草薙 順一 |  |
| 同 西嶋 吉光 |  |
| 同 加納 雄二 |  |
| 同 湯川 二郎 |  |
| 同 八木 正雄 |  |
| 同 山中 真人 |  |
| 同 水野 泰孝 |  |

弁護士奥島直道 復代理人 栗谷 しのぶ



弁護士奥島直道 復代理人 長野 享子



第1 住民説明会からでてきた内容を踏まえた主張（被告国の過失など）

1 国土交通省四国整備局は愛媛県と協同して、令和6年2月19日から同月28日まで、肱川流域の住民に対して、「激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更について」住民説明会を開催した。

2 本件における操作規則変更の瑕疵が大東水害最高裁判決の射程外であることが再度確認されたこと

野村ダム及び鹿野川ダムは、本件平成30年水害を受けて、令和2年に操作規則が変更されている。今回、4年しか経過していないのに、激特事業の進捗状況により新たに操作規則を変更する。財政的及び技術的問題から工事完成に時間を要する堤防整備と異なり、操作規則の変更には財政的及び技術的制約がなく、比較的短い期間が操作規則の変更手続きが行われることから、操作規則変更の瑕疵が大東水害判決の射程外であることが明らかになっている。

3 菅田地区の堤防不整備と野村ダムの操作規則変更の理由

これまでの被告国の説明では、「堤防整備が遅れている菅田地区が浸水被害を受けないために、平成8年に野村ダムの操作規則を変更して、300 m³/sしか放流しない操作規則にした。」とされてきた。この点については、野村ダムの下流に設置されている鹿野川ダムにおいて放流量を600トンに抑えれば足りるのであって、野村ダムまで少量（300 m³/s）の一定量にする必要はないと

考えられる。

この点に関して、令和2年変更の野村ダムの操作規則（現在の操作規則）では、菅田地区の堤防整備が終わっていないのに、一定率一定量の放流方式に変更された。これは、菅田地区の堤防整備が終わっていないことを理由に、令和2年変更の鹿野川ダムの操作規則では600 m³/s 放流を続けることにしているのと対照的である。菅田地区を守るために300 m³/s という少ない放流量を続ける必要がなかったことを自白している。

上記の住民説明会で四国地方整備局は、鹿野川ダムの改造により放流量を増やすことができるようになったから、野村ダムの300 m³/s 放流を続けることを取りやめたと説明した。

しかし、改造で放流量を増やすことができるとしても、操作規則に基づく放流しかできない。野村ダムが洪水調節段階に入った時点では、鹿野川ダムも洪水調節に入っている場合が多く、鹿野川ダムでは600 m³/s の一定量しか放流しないのだから、鹿野川ダムの改造で「放流量を増やすことができるようになった。」というのは理由にならない。

4 野村地区の隠ぺいされていた堤防不整備の事実（管理の瑕疵・過失）

野村ダムから500 m³/s 以下の放流がされた場合の川の水位について、住民が疑問に思い、野村地区の流下能力について質問した。四国地方整備局は、堆積していた土砂を取り除いた現在の状態で、800 m³/s までなら放流できるが、それ以上であれば堤防を越えるという説明であった。

野村ダムの基本計画は、1300 m³/s の流入量に対して、300 m³/s を貯留して1000 m³/s を放流する計画であり、この計画に基づいて、野村地区の堤防整備は行われており、これまで、野村ダム以外の支流からの流量を加えて、1260 m³/s の流量に耐えるように整備されていると説明されてきた。本水害時における野村ダムから愛媛県への問い合わせにおいても同様の回答がなさ

れている（甲A11、33頁）

しかし、堆積していた土砂を取り除いた現在（2024年2月）の状態、 $800\text{ m}^3/\text{s}$ までしか放流できないのであれば、 $1000\text{ m}^3/\text{s}$ 放流できるように堤防整備したというこれまでの説明が偽りだったことになる。堤防整備が完成しているとして、40年以上新たに堤防整備はされてきていないのだから、堤防整備に瑕疵があったことになるし、工事内容に違反する堤防工事が行われていたことになるので大東水害判決の射程外の問題となる。

計画に基づいて $1000\text{ m}^3/\text{s}$ の放流に耐えるように堤防整備が行われていたのであれば、これをはるかに超える放流が平成30年にされたとしても、異常洪水時防災操作とはいえ、ダムのゲートの操作において、流入量と同量の放流をするには20分～30分の時間をかけて放流量は増えるので、 $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を越えないと越水しないように堤防整備がされていれば、 $800\text{ m}^3/\text{s}$ では越水しないため、越水するまでの時間は遅くなるはずである。また、越水して住宅地に浸水してきた水についても、 $1000\text{ m}^3/\text{s}$ を越えないと越水しないように堤防整備がされていれば、 $800\text{ m}^3/\text{s}$ で越水した場合と比べて、住宅地への浸水する水量も少なく、浸水の水勢も小さくなるので、平成30年の場合よりも、住宅地において水が溜まって1メートルぐらいの浸水になり、高台への避難が困難になるのに時間がかかるはずであり、ダム計画に基づく $1000\text{ m}^3/\text{s}$ の放流に耐えるように堤防整備しなかった国の管理の瑕疵と生命を失った
■■■■、■■■■、■■■■との間には因果関係は優に認められるというべきである。

第2 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部の説明

福井意見書（甲A78）においても指摘されていたが、平成16年頃に国土交通省大洲工事事務所長をして、肱川の管理責任者としての地位にいた鳥居謙一氏の「ダム管理の高度化に向けて」（2012年8月作成）（甲A80）とい

う論文を提出する。論文作成時には国土交通省「国土技術政策総合研究所 河川研究部」に所属しており、鳥居氏の個人的見解ではなく、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部、すなわち国土交通省の見解とみることができる。

本書は、一定量方式について、「洪水の流入波形等に関わらず、一定の流入量以上を調節してダムから放流を行う、いわゆるピークカット方式であるため調節に必要となる貯水容量は小さくなる。ダム下流の河道整備が進んでおり、ある流量規模までは安全な流下が可能である場合には高い洪水調節効果を発揮できるが、河道の全区間を通じてこのような条件が整っている河川は少なく、また中小洪水に対しては効果を発揮できない場合も多い。」(甲A80, 9頁)と説明している。

すなわち、「調節に必要となる貯水容量は小さくなる。」として、最大流入量をカットする時点において貯水容量を使い切っているため、「貯水容量が小さくなる。」と述べて、最大流入量をカットできない場合が生じることを指摘している。また、一定量方式は、「ダム下流の河道整備が進んでおり、ある流量規模までは安全な流下が可能である場合には高い洪水調節効果を発揮できる。」として、大洲市菅田地区など河道整備が進んでいない肱川には不適切であることを述べて、「中小洪水に対しては効果を発揮できない場合も多い。」と述べている。

平成8年に操作規則を変更した四国地方整備局は、大洲市菅田地区などの河道整備が進んでいないことを理由とし、中小規模洪水に効果が発揮できる操作規則であると説明してきた。しかし、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部は、四国地方整備局の説明を否定する、真逆の説明を述べている。

以上